

平成29年4月1日から

# 「障害者総合支援法」の対象となる 疾病を358に拡大します

平成29年4月1日から「障害福祉サービス等※<sup>1</sup>」の対象となる疾病が、332から358へ拡大されます。

対象となる方は、障害者手帳※<sup>2</sup>をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※1 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業  
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

## 対象となる方

窓口

## 対象疾病に該当する方（次ページ参照）



## 手続き

- ◆ 対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にサービスの利用を申請してください。
- ◆ 障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。  
(訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません)
- ◆ 詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。